

# 南小学校「いじめ防止基本方針」

## I いじめ防止に関する本校の考え方

### 1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、まさに重大な人権侵害である。全職員が、いじめ（はやし立てたり、傍観したりする行為を含む）は絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応ずることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として常に教育活動全般において生命や人権を大切にす  
る教育を実践することや、教職員が、児童一人ひとり多様な個性を持つかけが  
えのない存在であることを強く認識し、児童の人格のすこやかな発達を支援す  
るという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要である。

本校では知・徳・体の調和のとれた教育をすすめる「やさしく かしこく た  
くましく」を教育目標として日々教育活動に取り組んでおり、この教育目標に  
基づき、ここにいじめ防止基本方針を定める。

### 2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条に以下の様に定められている。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等在籍する学校に在籍している  
等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的  
な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、  
当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめの態様)

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・意図的に仲間はずれ・集団による無視をされる。
- ・わざと遊ぶふりをしてぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたり  
する。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

## II いじめの未然防止のための取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、  
いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。更に、教職員の言動が、児童  
を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の

在り方に細心の注意を払う。

## 1 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大切なことは「何も起こっていないときの指導が大切」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとき、早期に解決が図れるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

## 2 学級づくり

- ①児童が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
- ②意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
- ③自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。
- ④児童が自主的に取り組むいじめ問題への取組を支援する。

## 3 学習指導

学業不振やその心配のある児童は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。逆に、児童が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、豊かな心やたくましく生きる力を身につけることができる。そこで、全職員が以下の取組を実践していく。

<各教科>わかる授業・楽しい授業

- ・自己決定の場を与える
- ・自己存在感を与える
- ・共感的な人間関係を育成する

<道徳>心を育てる

- ・道徳的勝ちの自覚を深める
- ・気持ちや考えを聞き合い、確かめ合える話し合い

<特別活動>

- ・思いやりの気持ちを育む異年齢集団活動
- ・集団活動を通してルールやマナーを学ぶ

<総合的な学習の時間>

- ・体験活動の充実を図る
- ・人との関わりを重視する

## 4 インターネット等を通じて行われるいじめ防止

本校では、児童がインターネットやSNSによるいじめに遭遇しないよう情報モラルの徹底を図る。

- ①特別活動や総合的な学習の時間を活用し、ネット問題について児童向けの指

導や講演会を実施する。

②保護者の意識啓発に努める。

### Ⅲ いじめの早期発見のための取組

日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

#### 1 家庭訪問や教育相談日の実施

- ・保護者が相談を行うことができる体制作りに努める。
- ・家庭訪問は、5月に実施
- ・教育相談日は、毎月第4木曜日に実施。

#### 2 定期的なアンケート調査の実施

- ・毎月実施する。

#### 3 児童の様々な情報の共有

- ・生徒指導部会、教育相談部会、運営委員会において、児童の様々な様子について情報を共有する。
- ・全職員が、児童たちの担任という意識を持ち、授業や休み時間などを通して、児童のささいな変化にも気づく高いアンテナを持ち、情報収集に努める。

### Ⅳ いじめの早期解決への取組

児童が安心して充実した学校生活を送ることができると共に、規則ある態度で授業や行事に主体的に取り組む、活躍できる学校づくりを目指し、全職員が以下の取組を実践していく。

1 いじめ問題を発見した時は、家庭との連携を図り、学校の取組についての情報を速やかに家庭に伝え、今後の指導や防止に生かす。

2 生徒指導部会と道徳部会が中心となり、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。

### Ⅴ 重大事態への対処

#### 1 重大事態の発生と調査

①重大事態の意味について

- ・児童が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

「期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、本校の判断により、迅速に調査に着手する。

#### ②重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校は市教育委員会へ、事態発生について報告する。

#### ③調査の趣旨及び調査主体について

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会において調査を実施する。

- ・いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童から可能な限り聴き取った上で、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

- ・いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

#### ④その他の留意事項

本校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

## 2 調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

②調査結果の報告

## VI いじめの解消

いじめが「解消」と判断するには、以下の2つの要件を満たした時とする。

①「いじめに係る行為が止んでいること」

被害者に対する心理的・行為または物理的影響を与える行為が止んでいることは相当期間（少なくとも3ヶ月以上）継続していること。

- ②「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」  
被害児童本人及びその保護者に面談等により確認する。